

令和7年度 大阪市立阪南小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年度3月24日策定

令和4年4月改訂

令和6年10月改定

I. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

II. 本校の基本方針

本校では、上記のいじめ防止対策推進法の考え方をもとに、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「豊かな心をもち、たくましく生きる子ども」を育成するために「阪南小学校いじめ防止基本方針」を策定し、以下の3点を基本方針として取り組みを進める。

- ① 未然防止を最優先に考え、「いじめを絶対に許さない・見逃さない」意識を各教職員で共有し、児童への指導にあたる。
- ② 児童をしっかり観察することはもちろんのこと、いじめに関するアンケート（学期に1回）および「児童アンケート」（年2回）を実施し、早期発見に努める。
- ③ いじめを認知した際には、家庭、地域、関係諸機関と連携し、被害児童の安全・安心を第一に考えて対応する。

III. いじめの未然防止についての取り組み

いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- (1) どの子も分かる授業づくりを基盤に据え、一人ひとりが安心して過ごすことができる学級経営に努める。

- ① 保護者や児童へのアンケートを実施し、その結果をもとに学校改善・授業改善に努める。
- ② 全学年が授業研究に取り組み、公開授業を実施することで、授業力の向上に努める。
- ③ 長期休業中を中心にして、児童の実態に合った校内・校外の研修に参加・実施し、資質の向上を図る。
- ④ I C Tを各授業で効果的に使用し、より分かりやすい授業をめざす。

(2) 児童会活動や異学年交流に計画的に取り組み、思いやりの心を育むとともに自己有用感を高める。

- ① 定期的に友達や自分の良いところ探しに取り組み、児童一人ひとりが自分をかけがえのない存在であると感じられるようにする。
- ② たてわり班活動などで異学年交流を深めることで、相手を思いやる態度を育てる。
- ③ 委員会活動を通して、学校のためにできる仕事や環境の改善に关心をもち、自分のよさを活かそうとする態度を育てる。
- ④ 児童会活動を通して自分とかかわる周りの人に関心をもち、自分の役割に責任をもって取り組み、活動に積極的にかかわろうとする態度を養う。

(3) 全ての児童及び教職員がいじめを見逃さない・許さない意識をもつことができるようにする。

- ① いじめについて考える日だけでなく、児童朝会などでも日常的にいじめについて考える時間を持ち、「いじめは絶対に許されないもの」という意識を学校全体に広める。
- ② 人権教育年間計画を作成し、計画に基づいて実践する。
 - ・ いじめを絶対に許さない気持ちを育てる。
 - ・ 互いを思いやることの大切さや命の大切さに気づく。
 - ・ 「傍観者」もいじめに加担していることに気づき、自分たちができるることを考える。
 - ・ メディアリテラシーに関する意識を高める。

IV. いじめの早期発見についての取り組み

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 担任だけでなく、学年や担外などの教職員全体が、児童の様子に目をむけるようにする。
- ② 職員会議等において、児童の情報を共有する時間を設ける。
- ③ いじめに関するアンケートや児童アンケートの結果を共有し、気になる内容については、即時に聞き取りを行う。
- ④ 児童からの申し出がない場合でも気になる児童については随時聞き取りを行い、必要に応じ速やかに家庭と連携する。

【心の天気について】

○実施回数：毎日

○留意点：「雨」や「雷」のマークが3日以上連續で続くようであれば声をかける。

【相談申告機能について】

○実施：いつでも申告することができる（児童がいつでも、周りの目を気にせずに申告することができるよう一人一台端末はできる限り毎日持ち帰る）。

○留意点：担任および管理職は1日1回以上確認し、児童から相談がある場合はできる限り速やかに事情を聞く。

【教育相談について】

○実施：必要に応じ実施する。

○留意点：複数の教員で対応する。

V. いじめの早期解決についての取り組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すことを第一とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置く。

- | |
|--|
| <p>① いじめ事案があれば、速やかに「校内いじめ対策委員会」を立ち上げる。</p> <p>② 「校内いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組み、教職員全体で共有する。</p> <p>③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全・安心を確保するよう努める。</p> <p>＜いじめられた児童に対して＞</p> <ul style="list-style-type: none">徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。いじめられた児童が信頼できる人（家庭・地域を含む）と連携し、寄り添い、支える体制を整える。「あなたは悪くない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにする。必要な場合、スクールカウンセラーと連携を図り心のケアを行う。必要に応じて、「こども相談センター」などの外部機関と連携を図る。 <p>＜いじめた児童に対して＞</p> <ul style="list-style-type: none">いじめは相手の人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、家庭と連携して、自らの行為の責任を自覚させる。いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保するため、必要に応じて、学校安心ルールに基づき、いじめた児童を別室において指導したり、教育支援センターを活用したりする。いじめた児童の生活背景にも目を向け、指導にあたる。 |
|--|

- ・ 必要な場合、スクールカウンセラーと連携を図り心のケアを行う。
- ・ 必要に応じて、「こども相談センター」「警察」などの外部機関と連携を図る。

VI. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内いじめ対策委員会

(構成) 校長、副校長、教頭、教務主任、心の育成部長、生活指導担当、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任 等

(役割)

- ・ いじめに関する情報や児童の問題行動に関する情報の記録や収集、共有を行う。
- ・ いじめに係る情報があった場合には緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

【子どもへの取り組み】

- ・「いじめについて考える日」（年1回 5月）

【情報交換の場】

- ・職員会議（月1回）
- ・児童理解全体会（年2回）
- ・ケース会議（随時）

【調査等】

- | | |
|----------------|------------|
| ① いじめに関するアンケート | 学期に1回 |
| ② 児童アンケート | 年2回（9月、1月） |
| ③ 保護者アンケート | 年2回（9月、1月） |

【研修会】

- ・人権教育教材学習会（6月）
- ・人権教育講演会（9月）
- ・人権教育実践交流会（11月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- | |
|---------------------------------------|
| ① ホームページや学校だよりなどにより情報発信・啓発を行う。 |
| ② 教育委員会、地域諸団体や関係諸機関と情報を共有し協力して対応を進める。 |

(3) 取組内容の検証

- | |
|--|
| ① 「運営に関する計画」に基づき検証し、P D C Aサイクルの活用で改善を図る。 |
| ② 実施したアンケート結果を分析し、全教職員での共通理解を図り、未然防止の推進・再発防止について改善方法を探る。 |

VII. 重大事案への対処

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」または「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等がある場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ・教育委員会が派遣するスクールロイヤー、臨床心理士の助言を受け、被害児童の安心・安全を第一に考えた対応を行う。
 - ・被害児童及びその保護者の思いを尊重するとともに、適切な情報提供に努める。
 - ・加害児童に対し毅然とした指導を行うとともに加害児童保護者に対し適切な助言に努める。
 - ・教育委員会の判断により、教育委員会が設置する第三者委員会が調査にあたる。

※ いじめ対応のフローチャート

